

概要版

千葉市こども・若者プラン

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
千葉市

1 計画策定の趣旨等

計画策定の趣旨

今般の社会・経済情勢や子ども・若者を取り巻く様々な問題に対応し、引き続き全ての子ども・若者と子育て家庭への支援などを体系的・総合的に一層推進するために、「千葉市子ども・若者プラン※」を策定します。

※子ども基本法及び子ども大綱等の趣旨を踏まえ、子どもとともに若者に関する施策についても計画的に推進することが重要であるため、計画の名称に若者を加えます。

計画の位置付け

子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」(策定努力義務)として、子ども大綱等を勘案するとともに、千葉市子ども・若者基本条例に留意し、子ども・若者の権利保障や社会参画に関する施策を盛り込むほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」(策定努力義務)、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」(策定任意)、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」(策定義務)を一体的なものとして策定します。

成果指標

①子ども対象

家庭・学校生活等において困り事がないと思う人の割合⇒7割以上
(R5アンケート:53.9%)

②若者対象

自分の将来に希望があると思う人の割合⇒7割以上
(R5アンケート:58.6%)

③子育て当事者対象

千葉市が子育てしやすいまちだと思う人の割合⇒7割以上
(R5アンケート:54.3%)

計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画の対象

妊産婦等、新生児期から青年期までの子ども・若者、子育て当事者を対象とします。

2 基本理念と施策体系

基本理念



計画策定の視点

- ①全ての子ども・若者の権利が保障され、自分らしく健やかに成長し自立するための支援の推進
- ②多様なニーズに対応し、誰一人取り残さないきめ細やかな支援の推進
- ③誕生前から青年期までの成長に応じた切れ目のない支援の推進
- ④子育て当事者を支えるための環境づくりの推進

施策体系

第1章 ライフステージを通した取組み

- 基本施策1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 基本施策3 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 基本施策4 こどもの貧困対策
- 基本施策5 障害のある子ども・若者への支援の充実
- 基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 基本施策7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組み
- 基本施策8 相談体制の充実

第2章 ライフステージ別の取組み

- 基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで
- 基本施策2 学童期・思春期
- 基本施策3 青年期
- 基本施策4 相談体制の充実

第3章 子育て当事者への支援に関する取組み

- 基本施策1 子育てに関する情報提供
- 基本施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 基本施策3 ひとり親家庭への支援
- 基本施策4 相談体制の充実

第4章 子ども・子育て支援事業計画

- 基本施策1 教育・保育の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)
- 基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)
- 基本施策3 認定こども園の普及促進
- 基本施策4 教育・保育等の「質」の確保・向上
- 基本施策5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
- 基本施策6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

第5章 子ども・若者施策の共通の基盤となる取組み

- 基本施策1 子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 基本施策2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)
- 基本施策3 施策の推進体制等

3 基本施策の取組内容

第1章 ライフステージを通した取組み

基本施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

<目指すべき姿>

- こども・若者の自己肯定感や規範意識が高く、思いやりを持って他者とより良い関係を築くことができること。
- 全ての人がかども・若者の権利について理解するとともに、その権利が保障され、権利侵害に関する救済や社会参画の取組みが行われること。

<主な取組内容>

- (1) こども・若者の権利に関する周知啓発
- (2) こどもの権利の侵害に関する救済
- (3) こども・若者の社会参画の推進

<重要・新規・拡充事業>

重要 こどもの権利救済委員の配置

新規 こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合において、迅速に救済し、権利の回復を支援するため、救済委員を配置します。

重要 (仮称) こども・若者会議

新規 こども・若者の意見表明の場として、また、こども・若者から市政に関する意見を聴き、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称)こども・若者会議」を設置します。

新規 こども週間

こどもを育む機運の醸成、こどもの権利の保障、社会参画等に関する周知啓発のため、こども週間を設け、イベント等を行います。

新規 園・施設、子どもルーム・アフタースクールにおけるこどもの権利等に関する研修事業

こども基本法や千葉市こども・若者基本条例を踏まえ、こどもの権利擁護やこどもの意見表明等に関する研修を実施します。

基本施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

<目指すべき姿>

- 多様な遊びや体験、活躍できる機会を確保し、こども・若者が豊かな人間性と社会性を持てること。

<主な取組内容>

- (1) 遊びや体験活動の推進
- (2) 生活習慣の形成・定着
- (3) こどもまんなかまちづくりの推進
- (4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
- (5) 持続可能な開発のための教育(ESD)、理数系教育、アントレプレナーシップ教育(起業家精神教育)、STEAM教育※等の推進
- (6) 教育を通じた男女共同参画の推進
- (7) 多様な性への理解促進・相談体制の整備等

※STEAM教育:「科学(Science)」、「技術(Technology)」、「工学(Engineering)」、「芸術・リベラルアーツ(Arts)」、「数学(Mathematics)」の5つの分野を総合的に学ぶ教育。

<重要・新規・拡充事業>

新規 わんぱくの森整備

「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」に基づき、こどもたちに「北谷津の豊かな自然を活用した遊び場」を提供することを目的に、2030年度の供用開始を目指し整備を進めます。

基本施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

<目指すべき姿>

- こども・若者やこれから父親・母親になる方が、こどもの健康的な成長と発達を理解するとともに、こども・若者が生活状況にかかわらず質の高い保健・医療サービスを受けられること。

<主な取組内容>

※プレコンセプションケア:将来の妊娠のための健康管理を促す取組み。

- (1) プレコンセプションケア※の推進
- (2) こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進
- (3) こども・若者への医療等の提供

<重要・新規・拡充事業>

拡充 プレコンセプションケアの推進

男女を問わず将来の妊娠・出産及び不妊等に関する理解を深め、主体的な健康管理を促す取組みを行います。

拡充 土日開催の両親学級

これから母親・父親になる方を対象に助産師が、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。

基本施策4 こどもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」として、「第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定しています。

<目指すべき姿>

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないこと。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していること。

<主な取組内容>

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資する切れ目のない支援
- (3) 経済的支援及び職業生活の安定と向上に資する就労の支援
- (4) 子ども・家庭に支援がにつながる連携体制の強化

基本施策5 障害のあるこども・若者への支援の充実

<目指すべき姿>

- 障害のあるこども・若者が、成長に合わせた切れ目のない支援を受け、安心して共に暮らすことができること。

<主な取組内容>

- (1) 障害のあるこども・若者が安心して共に暮らすことができる体制づくり
- (2) 障害のあるこども・若者への教育・保育等の提供
- (3) 障害のあるこども・若者のスポーツ活動への参加促進

<重要・新規・拡充事業>

新規 療育機関との連携の強化

子どもの健やかな成長発達を図るため、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業と療育機関等との連携を強化する方法を検討します。

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

<目指すべき姿>

- 全てのこども・若者の権利が尊重され、「体罰等によらない子育て」により、こども・若者が安全に、安心して育まれること。
- 家庭での養育が困難なこども・若者が、社会との関わりを持ち、自立した生活を営めること。

<主な取組内容>

- (1) 児童虐待防止に関する周知啓発、相談体制の充実
- (2) 児童虐待防止に関する組織の体制強化
- (3) 児童虐待防止に関する施策の充実
- (4) 児童虐待防止の支援の質の向上及び関係機関の連携強化
- (5) 社会的養護における家庭養育等の推進
- (6) 社会的養護における専門的なケアの充実、児童の自立支援
- (7) ヤングケアラーへの支援体制の強化

<重要・新規・拡充事業>

重要 児童相談所の2所2施設化

東部児童相談所の移転整備により、西部児童相談所と同一施設内での2所1施設体制から、各管轄区域内での2所2施設体制とし、児童虐待に対応する体制を強化します。

重要 一時保護環境の改善・体制強化

子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在日数を短縮します。

新規 意見表明等支援事業

こどもの権利擁護を促進するため、意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設等を訪問し、入所児童の意見形成や関係機関等への意見表明を支援する仕組みを整備します。

基本施策7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

<目指すべき姿>

- こども・若者のSOSを見逃さず、孤独・孤立を防ぎ、命が支えられること。
- こども・若者が犯罪等の被害に遭わず、安全・安心に暮らせること。
- こども・若者が、犯罪等から自分の身を守ることができること。

<主な取組内容>

- (1) こども・若者の自殺対策
- (2) 犯罪等から守る地域づくり
- (3) 犯罪等から自分の身を守ることができる力の向上
- (4) 防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

基本施策8 相談体制の充実

<目指すべき姿>

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

<主な取組内容>

- (1) 相談体制の充実

第2章 ライフステージ別の取組み

基本施策1 こどもの誕生前から幼児期まで

<目指すべき姿>

- 妊婦が安心してこどもを産み育てることができ、こどもが心身ともに健全に発達・成長できること。

<主な取組内容>

- (1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- (2) 安心して妊娠・出産できる体制の強化
- (3) こどもが安心して健やかに育つための体制の充実

<重要・新規・拡充事業>

新規 むし歯予防フッ化物洗口導入支援事業

むし歯の予防に効果のあるフッ化物洗口(対象年齢: 4歳以上)の導入を促進するために、保育所、幼稚園等の中から希望する施設を選定し、フッ化物洗口の実施を支援します。各施設3年間を支援期間とし、支援期間終了後は自主実施への移行を目指します。

拡充 産後ケア事業

産後5か月未満(訪問型は1年未満)の母子を対象に、訪問や医療機関・助産所に宿泊又は日中滞在し、助産師による心身のケアや育児指導を行います。

拡充 乳児一般健康診査

乳児期の健康管理及び、疾病等の早期発見・早期治療のため、協力医療機関において健康診査を行います。

基本施策2 学童期・思春期

<目指すべき姿>

- こども・若者が夢と希望を持ち、意欲的に行動できること。
- こども・若者が安心して自分らしく過ごし、他者との信頼関係を育むことができること。

<主な取組内容>

- (1) こども・若者の居場所づくり
- (2) こども・若者の健全育成
- (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に関する支援

<重要・新規・拡充事業>

重要 こどもの居場所の提供

子ども交流館やプレーパークを運営するとともに、信頼できる大人が見守る第3の居場所であるどこでもこどもカフェや市民によるプレーパークの開催を支援し、こどもたちの身近な地域において気軽に立ち寄ることができ、信頼できる大人がこどもを見守る安全・安心な居場所を提供します。

拡充 子どもルームの拡充

既存の子どもルームでの受入れが困難な地域については、小学校の特別教室を活用した高学年ルームの開設、余裕教室利用や学校敷地内への増設等により、子どもルームの受入れ枠の拡大を行います。

拡充 アフタースクールの拡充

放課後子ども教室と子どもルームの運営を一体的に行い、希望する全ての児童を対象に放課後の「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供するアフタースクール事業を拡充します。

基本施策3 青年期

<目指すべき姿>

- 若者に寄り添い、社会的な自立を多様な方法で支援することにより、次代を担う若者が自分らしく活躍できること。

<主な取組内容>

- (1) 若者に関する施策の推進
- (2) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進
- (3) 雇用・賃金等に関する取組み
- (4) 結婚に伴う新生活への支援

<重要・新規・拡充事業>

重要 (仮称)こども・若者会議【再掲】

新規 こども・若者の意見表明の場として、また、こども・若者から市政に関する意見を聴き、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称)こども・若者会議」を設置します。

新規 若者の意見等を踏まえた施策の実施

学びの支援や就労支援、活動・居場所支援、同年代との出会い支援など、若者が必要とする支援について、当事者である若者から意見を聴いてニーズを把握するとともに、専門的な見地からの助言を活用し、施策化を図ります。

拡充 資格取得の支援

市内企業の事業継続や経営基盤の強化を支援するため、運送業、建設業、製造業、自動車整備業の従業員等が資格を取得した場合、その費用を助成します。また、一部の資格取得後に市内企業へ就職・転職した方に対しても、同様に資格取得費用を助成します。

基本施策4 相談体制の充実

<目指すべき姿>

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

<主な取組内容>

- (1) 相談体制の充実

第3章 子育て当事者への支援に関する取組み

<目指すべき姿>

- 子どもの心身の発達には、一番身近な養育者(父母等)の状況や生活環境と密接に関係があるため、養育者を支えることにより、親子が安心して育ち合えること。
- 子育てに関する情報が充実し、相談対応や経済的負担の軽減など、子育てに必要な支援が十分受けられること。

基本施策1 子育てに関する情報提供

<主な取組内容>

- (1) 子育てに関する情報提供

基本施策2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

<主な取組内容>

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

基本施策3 ひとり親家庭への支援

<主な取組内容>

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 子育て支援、生活の場の整備
- (3) 就業支援
- (4) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進
- (5) 経済的支援

<重要・新規・拡充事業>

新規 多子世帯の保育料軽減(第2子以降の保育料負担軽減)

第2子以降の保育料について、所得制限や年齢制限等の不公平を解消するとともに、子育て世帯を経済的に支援し、子育てしやすい環境を整えることを目的として、軽減対象の拡充を検討します。

基本施策4 相談体制の充実

<目指すべき姿>

- 様々な悩み事を気軽に相談でき、不安を解消できること。

<主な取組内容>

- (1) 相談体制の充実

第4章 子ども・子育て支援事業計画

市町村は「子ども・子育て支援法」に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供する役割を担います。

事業計画においては、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(需要量の見込み)及び「確保方策」(需要量の見込みに対する供給量)、教育・保育等の質の確保・向上のための取組み等を定めます。

<目指すべき姿>

- 保護者の就労等の家庭状況にかかわらず、全ての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- 全ての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、子育てと仕事を両立できること。

<主な取組内容>

基本施策1 教育・保育の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)

基本施策2 地域子ども・子育て支援事業の提供(「量の見込み」及び「確保方策」)

基本施策3 認定こども園の普及促進

- (1) 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援
- (2) 保護者に対する普及啓発

基本施策4 教育・保育等の「質」の確保・向上

- (1) 教育・保育人材の資質の向上
- (2) 教育・保育人材の確保
- (3) 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保こ小連携)
- (4) 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上
- (5) 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上
- (6) 保育環境の改善等による質の向上
- (7) 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上

基本施策5 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供

- (1) 障害のある子どもの受入れ
- (2) 医療的ケアが必要な子どもの受入れ
- (3) 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上
- (4) 障害児保育・特別支援教育実施施設等に対する支援
- (5) 外国につながる子どもへの支援

基本施策6 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及啓発
- (2) 男性の子育てへの関わりの促進
- (3) 子育てと仕事の両立のための基盤整備

<重要・新規・拡充事業>

拡充 保育士等給与改善事業

保育士等の給与改善を行う認定こども園、保育園等事業者に対し、上限の範囲内で費用を助成します。

拡充 公立保育施設での3歳以上児への主食提供

保育の質の向上と保護者負担の軽減のため、公立保育施設において、3歳以上児への主食提供を実施します。

拡充 園・施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応

「千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、園・施設における医療的ケアが必要な子どもの受入体制を整備し、受入れを促進します。

拡充 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院、保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

<量の見込みと確保方策>

- ◆ **教育・保育** 計画最終年度の令和11年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、私立幼稚園の認定こども園移行、認可外保育施設の認可化など、既存資源を最大限に活用し、受け皿を拡充していきます。なお、「2歳」「1歳」の令和11年度の量の見込みと確保方策の差については、年齢間の定員の調整により対応します。

令和7年度 (単位:人)	3～5歳			0～2歳		
	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み	6,408	1,549	11,168	3,921	3,750	1,414
確保方策	6,408	1,549	12,110	3,605	3,034	1,917
教育・保育施設※1	4,424	1,082	12,110	3,142	2,624	1,670
私学助成幼稚園	1,984	467				
地域型保育事業※2				463	410	247



令和11年度 (単位:人)	3～5歳			0～2歳		
	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み	4,770	1,459	11,745	4,373	4,244	1,534
確保方策	4,770	1,459	12,906	3,879	3,308	2,079
教育・保育施設※1	2,875	903	12,906	3,382	2,864	1,814
私学助成幼稚園	1,895	556				
地域型保育事業※2				497	444	265

※1:教育・保育施設 … 認定こども園、幼稚園、保育園 ※2:地域型保育事業 … 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

◆ 地域子ども・子育て支援事業

「量の見込み」が現状を上回る事業については、計画最終年度の令和11年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量を供給することができるよう、確保方策を講じていきます。

事業名		令和7年度		令和11年度		指標
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	
① 放課後児童クラブ (子どもルーム・アフタースクール)	小学1～3年	10,108	10,108	10,493	10,493	利用者数
	小学4～6年	3,335	3,335	3,774	3,774	
② 時間外保育事業		7,040	7,040	6,797	6,797	利用者数
③-1 幼稚園預かり保育(1号認定子どもによる不規則の利用)		81,024	81,024	75,941	75,941	年間延べ利用人数
③-2 幼稚園預かり保育(2号認定子どもによる定期的な利用)		287,820	287,820	271,071	271,071	年間延べ利用人数
③-3 一時預かり(不規則利用分)		34,235	12,597	33,087	16,373	年間延べ利用人数
③-4 一時預かり(定期利用分)		29,085	15,721	27,893	19,239	年間延べ利用人数
④ ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業)	未就学児	7,641	2,967	7,850	4,825	年間延べ利用人数
	就学児	10,430	4,097	9,450	5,898	
⑤ 病児保育事業		17,325	7,560	17,773	14,400	年間延べ利用人数
⑥ 地域子育て支援拠点事業		208,808	215,636	206,882	213,679	年間延べ利用人数
⑦-1 利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)		8	7	8	8	配置数
⑦-2 利用者支援事業(こども家庭センター)		6	6	6	6	箇所数
⑧-1 子育て短期支援事業(ショートステイ)		1,351	1,351	1,351	1,351	年間延べ利用人数
⑧-2 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		759	759	707	707	年間延べ利用人数
⑨ 妊婦健康診査	対象者数	5,760	5,760	5,545	5,545	対象者数
	受診回数	69,120	69,120	66,540	66,540	年間延べ受診回数
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業		4,980	4,980	4,899	4,899	訪問件数
⑪ 養育支援訪問事業		1,561	1,561	1,478	1,478	訪問件数
⑫ 子育て世帯訪問支援事業		7,720	1,544	7,720	7,720	年間延べ利用人数
⑬ 親子関係形成支援事業		117	12	117	117	利用者数
⑭ 妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数	5,760	5,760	5,545	5,545	年間延べ件数
	1組当たり面談回数	2.51	2.51	2.56	2.56	年間延べ利用回数
	面談実施合計回数	14,478	14,478	14,195	14,195	年間延べ利用回数
⑮ 産後ケア事業		11,082	11,082	13,883	13,883	年間延べ利用人数
⑯ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		令和7年度中に設定		令和7年度中に設定		

第5章 こども・若者施策の共通の基盤となる取組み

基本施策1 こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

<主な取組内容>

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| (1) 教育・保育人材の資質の向上(再掲) | (6) 児童相談所の人員体制強化・専門性の向上 |
| (2) 教育・保育人材の確保(再掲) | (7) 児童養護施設等の質の確保 |
| (3) 市による認可・指導監査等を通じた教育・保育の質の確保・向上(再掲) | (8) 困難を抱える児童等に対応する職員の質の確保 |
| (4) 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上(再掲) | (9) 障害児(者)に関わる職員の質の確保 |
| (5) 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上(再掲) | (10) こども・若者や家庭への支援に関わる人材の育成・支援 |

<重要・新規・拡充事業>

新規 こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進

児童養護施設等に入所しているこども及びその家庭への支援の質を確保するため、児童養護施設等の職員が「こども家庭ソーシャルワーカー」資格を取得する際に必要な経費を助成します。

基本施策2 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)

<主な取組内容>

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM(証拠に基づく政策立案)

<重要・新規・拡充事業>

重要 (仮称)こども・若者会議【再掲】

新規 こども・若者の意見表明の場として、また、こども・若者から市政に関する意見を聴き、施策等に反映するための仕組みとして、「(仮称)こども・若者会議」を設置します。

新規 こども・若者施策に関する外部有識者の活用

外部有識者から意見を聴取するなど、専門的な知見を活用し、こども・若者施策の推進を図ります。

基本施策3 施策の推進体制等

<主な取組内容>

- (1) こども・若者に関する施策推進のための体制整備

<重要・新規・拡充事業>

新規 成果指標と数値目標の設定

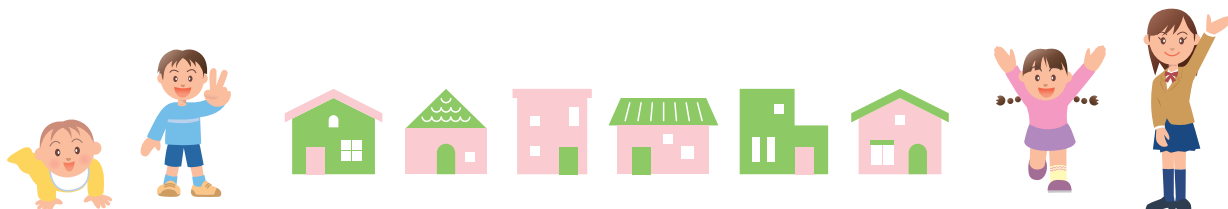
計画全体の成果指標を設定するとともに、重要・新規・拡充事業については具体的な実施内容・目標値を設定して、計画的に推進します。

新規 (仮称)こども・若者施策推進本部

庁内横断的な会議等を新たに設置するとともに、既存の庁内連絡会議を再編し、情報共有や連携強化を図り、必要な方針決定や調整を行うなど、こども・若者に関する施策の推進を図るための体制を整備します。

新規 こども・若者施策に関する外部有識者の活用【再掲】

外部有識者から意見を聴取するなど、専門的な知見を活用し、こども・若者施策の推進を図ります。



発行 ● 千葉市

令和7年3月

編集 ● 千葉市 こども未来局 こども未来部 こども企画課

住所: 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 電話: 043-245-5178(直通) FAX: 043-245-5547